

第4回嬉野市議会定例会
(議案資料)

その2

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
88	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）	1
89	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市嬉野老人福祉センター）	6
90	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市茶業研修施設）	11
91	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市志田焼の里博物館）	19
92	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市宮嬉野温泉公衆浴場）	26

嬉野市いきいきデイサービス
センター「湯っくらーと」
指定管理候補者選定協議報告書

令和2年11月20日

嬉野市指定管理者選定委員会（市民福祉部）

【嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」】

1. 募集及び選定の経過

(募集経過)

- | | |
|--------------------------|--|
| 令和2年10月1日 | 指定管理者募集開始
・市のホームページを通じ募集
・行政区長を通じた班回覧による募集 |
| 令和2年10月1日～
令和2年10月16日 | 募集要項の配布開始
配布場所 ①嬉野市役所 嬉野庁舎 福祉課
②市のホームページからのダウンロード |
| 令和2年10月20日 | 募集に関する質問書の受付締切
・書面による質問なし |
| 令和2年10月1日～
令和2年10月23日 | 申請受付期間 |
| 令和2年10月15日
(選定経過) | 社会福祉法人 嬉野町社会事業助成会より申請 |
| 令和2年10月30日 | 第1回指定管理者選定委員会
1) 指定管理者選定委員会委員委嘱状及び辞令交付
2) 委員長選出
3) 指定管理状況説明
4) 嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」申請書類審査
5) 選定基準の協議 |
| 令和2年11月16日 | 第2回指定管理者選定委員会
1) 委員会協議、審査概要説明
2) プレゼンテーション(15分)
3) ヒアリング(20分)
4) 採点
5) 協議報告書検討 |

令和2年11月20日

市長へ協議報告書提出

2. 選定方法

第1回嬉野市指定管理者選定委員会の中で、募集要項で示した基準をもとに申請書類の審査と事務局作成の選定基準（採点表）について、協議を行った。

◇検討結果

事務局提案の審査基準（13項目、100点満点）で、委員の平均点が70点を超えた場合に指定管理候補者として決定を行うこととなった。

また、適格条項については、×がある場合、△が多い場合は、その都度協議する事となった。

3. 審査経緯

第2回選定委員会において、嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」のヒアリングを行い、その後採点を行った。

Q. ボランティアの方に来てもらっていますか。

A. 今年は、新型コロナウイルス感染予防の為にボランティアの活動の実績はありません。今後、新型コロナウイルスが終息したら、ボランティア団体の情報収集を行い活動に繋げて行きたいと思います。

Q. ボランティアに関する情報をどの程度おもちですか。

A. 外部の方からの情報や、知人や行政からの紹介で、名簿として持っている訳ではありません。

Q. コロナで利用者の方がいらっしゃらない時期や休みがちの方に対してどのようにフォローされていますか。

A. コロナで休みの時は、3日に1回安否確認の為に電話連絡を行っていました。独居老人に関しては頻度を多くして実施しました。家族のいらっしゃる方に関しては、家族の状況に合わせて対応しました。

Q. 利用者の増加策として具体的に考えをお聞きしたい。どうすれば利用者の口コミを効果的に得られるとお考えでしょうか。

A. 「湯っくら一と」の目的が介護予防、心身の機能維持・向上と考え、そこを重要視して事業の提供を行う必要があると考えています。具体策として、法人に理学療法士の配置がありますので介護予防の学習会等を行い、心身機能の維持が図れるということ広めていきたいと思えます。また、職員が利用者間の雰囲気づくりを助けるような関わりを心がけています。

Q. 利用者は固定していますか？

A. 登録者50名中29名が3年以上の利用で、そのうち20名が5年以上の利用ですので、かなり固定しています。年間に10人程度が入れ替わります。

Q. 平等利用ということ考えると、本当に必要な人を選ぶ必要があると思うが、地域包括に相談してから決めていますか？

A. 直接電話がかかってくることもありますが、基本的には地域包括に相談、または、包括からの連絡で、基準に照らし合わせて判断して利用してもらっています。

Q. 週に何回と回数を限定しておられるのはなぜですか。

A. 市の規定で週1回と決められている。要望としては週に2、3回利用したいという方もおられますが、スペースの関係で12人の定数になっています。

Q. 2階はあまり使われていませんか。

A. 2階はほとんど使っていません。以前は市からの委託を受け介護予防教室を開催していました。資料にもあげていましたが、階段が急なため2階での活動はなかなか難しい。ただ、再開してほしいという要望もありますので検討はしています。

Q. 利用者の個人情報はどういったものがありますか。

A. 名前、住所、電話番号があります。利用者が自立の方のため、他者との関わりについて情報収集が安易になりがちですので、職員に対しては、個人情報を漏らすことがないように取り組んでいます。

Q. 送迎サービスを利用されているのは何名ですか。また、一番遠いところはどこですか。どれくらいの時間がかかりますか。

A. 送迎は全員です。嬉野町内を対象としていますので、不動山の方が一番遠いと思われます。8時30分から送迎を開始し、10時前に到着します。車の乗車定員があるため、2回対応しています。

Q. 今の建物で著しく不都合が出ている所はないですか。

A. 特にありません。浄化槽の工事を今年度予定されています。

4. まとめ

今回の選定については、申請書類審査、選定基準検討、委員の意見や要望、ヒアリング結果等

採点結果（100点満点）

選定委員名	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	合計	平均
採点結果	75	79	79	80	77	390	78.0

◎平均点（390点／5名） 78.0点

◎指定管理候補者（適・不適）

申請団体は、平成18年4月から現在までの15年間、指定管理者として嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」の管理運営を適切に実施されています。現在までの実績に加え、今回の申請でも介護予防・身体の機能維持についての意気込みを審査委員に示された。また、利用者の個人情報の保護についても、適切かつ迅速な方法で整備され、職員にも徹底されていることから一定の評価ができるものである。

採点を行った結果、委員全員の平均点が 78.0点 となり、選定基準の70点を超えているため、今回の指定管理者選定委員会の結論として、嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」の指定管理候補者として「社会福祉法人 嬉野町社会事業助成会」を市長に報告します。

嬉野市嬉野老人福祉センター 指定管理候補者選定協議報告書

令和2年11月20日

嬉野市指定管理者選定委員会（市民福祉部）

1. 募集及び選定の経過

(募集経過)

- 令和2年10月1日 指定管理者募集開始
- ・市のホームページを通じ募集
 - ・行政区長を通じた班回覧による募集
- 令和2年10月1日～
令和2年10月16日 募集要項の配布開始
- 配布場所 ①嬉野市役所 嬉野庁舎 福祉課
②市のホームページからのダウンロード
- 令和2年10月20日 募集に関する質問書の受付締切
- ・書面による質問なし
- 令和2年10月1日～
令和2年10月23日 申請受付期間
- 令和2年10月23日 社会福祉法人 嬉野市社会福祉協議会より申請

(選定経過)

- 令和2年10月30日 第1回指定管理者選定委員会
- 1) 指定管理者選定委員会委員委嘱状及び辞令交付
 - 2) 委員長選出
 - 3) 指定管理状況説明
 - 4) 嬉野市嬉野老人福祉センター申請書類審査
 - 5) 選定基準の協議
- 令和2年11月16日 第2回指定管理者選定委員会
- 1) 委員会協議、審査概要説明
 - 2) プレゼンテーション (15分)
 - 3) ヒアリング (15分)
 - 4) 採点
 - 5) 協議報告書検討

2. 選定方法

第1回嬉野市指定管理者選定委員会の中で、募集要項で示した基準をもとに申請書類の審査と事務局作成の選定基準（採点表）について、協議を行った。

◇検討結果

事務局提案の審査基準（13項目、100点満点）で、委員の平均点が70点を超えた場合に指定管理候補者として決定を行う。また、適格条項については、×がある場合、△が多い場合は、その都度協議する事となった。

3. 審査経緯

第2回選定委員会において、嬉野市嬉野老人福祉センターのヒアリングを行い、その後採点を行った。

Q. ボランティアについては、何人来ていただいて、どういったことをされていますか。

A. 月に1回のふれあいカフェを約10人のボランティアさんに来ていただいて、楽しく交流をしてもらっています。また、嬉野医療センターから毎年約40名の実習生を受け入れています。土曜日の百歳体操・血圧測定もお願いしています。社協にはボランティアセンターがありますので、団体からの受け入れを行い、嬉野高校の福祉系列の学生、友朋会等からもお願いしています。

Q. 「利用登録票」（当日配布資料）は自主的に出してもらおうという考え方ですか。何割くらいの方が記入されていますか。

A. 自主的にお願いしています。センター内で何が起るかわかりませんので、緊急用であることを説明し、かかりつけ医や連絡先を記入してもらっています。自分で書くことが難しい方には看護師が代わりに記入していますので、利用される方のほとんどに書いてもらっています。

Q. 送迎について、月に2回までという制限があるのですか。

A. 嬉野地区は地区を6班にわけて老人福祉センターのマイクロバスを使いますが、塩田地区については本所の福祉バスを使います。老人福祉センターで使うと他の福祉団体が使えなくなるため、2回という制限をかけております。送迎を使

わなければ自由に利用できます。

Q. たくさん利用される方で週にどれくらいですか。

A. コロナで制限をしていましたが、影響が出る前は毎日利用される方もいました。今は、制限を外しました。

Q. 混雑するということはないですか。

A. 入浴については、10人と制限をかけており、脱衣所の籠を人数分しか置いていません。

Q. 要望に駐車場について出ていましたが、どこにあればよいと考えますか。

A. 元の嬉野医療センターの跡地がよいと考えています。

Q. 防犯カメラは、夜間のために設置していますか。

A. 夜間に警備は入りますが、以前不審者の事例もありましたので、カメラを外に向ける形で設置しています。

Q. 酒を飲んでお風呂に入られる方もいらっしゃいますか。

A. 以前はいらっしゃいましたので、根気強くお話をさせていただき、時間はかかりましたが、理解していただいています。

Q. 送迎を利用されている方で、一番遠い方はどのあたりですか。

A. 大野原、春日地区で、朝は8時20分過ぎに出発し、2往復して2便目の到着が10時頃です。

Q. 管理費削減のために、具体的に行っていることがありますか。

A. 図書を充実させるために、図書館の巡回図書を利用したり、お譲り会を利用しています。研修に関しても他が実施している研修会に参加して伝達する形をとっています。古新聞を活用したり電気代も一度に利用すると電気代があがるために、事務所の電気を消したり、クーラーを消したりしています。

Q. 職員の人件費については、会計年度任用職員の制度を取り入れていますか。

A. 経費が少ないため、期末手当を出せない状態です。そのため、委託職員という形にしています。個人事業主として来てもらっているという事です。

Q. 1日70名というのは定員ですか。

A. 定員ではありません。人数は増えてもかまいません。拡大したいと思っています。

Q. 意見箱には、最近何か意見がありましたか。

A. 入っておりません。最近クレーム等もありません。ただ、コロナで制限をかけていましたので、戻してほしいという要望はありました。

Q. 消防訓練はどれくらいの頻度で行っていますか。

A. 年に1回ですが、消防計画の中で2回としていますので、今後年2回実施していく予定です。

Q. AED を使える職員は何人くらいいますか。

A. 日赤の講習会を毎年受けていますので、全員使用できます。

4. まとめ

今回の選定については、申請書類審査、選定基準検討、委員の意見や要望、ヒアリング結果等

採点結果（100点満点）

選定委員名	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	合計	平均
採点結果	72	90	86	81	79	408	82.0

◎平均点（428点/5名） 82.0点

◎指定管理候補者（**適**・不適）

申請団体は、平成18年4月から現在までの15年間、指定管理者として嬉野市嬉野老人福祉センターの管理運営を適切に実施されています。現在までの実績に加え、今回の申請でもこれまで以上に利用者増加の意気込みを審査委員に示された。また苦情やトラブル解決のための処理対応についても、適切かつ迅速な方法で整備され、職員にも徹底されていることから一定の評価ができるものです。

採点を行った結果、委員全員の平均点が 82.0点 となり、選定基準の70点を超えているため、今回の指定管理者選定委員会の結論として、嬉野市嬉野老人福祉センターの指定管理候補者として「社会福祉法人 嬉野市社会福祉協議会」を市長に報告します。

嬉野市茶業研修施設
指定管理候補者選定協議報告書

令和2年10月8日

嬉野市指定管理者選定委員会

1. 報告

嬉野市茶業研修施設の指定管理者の選定にあたり、嬉野市指定管理者選定委員会は応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング）等を行った。

この度、審査が終了し指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会 選定委員（順不同）

委員長	いけだ ひでのぶ 池田 英信	嬉野市役所 副市長
委員	つじ あきひろ 辻 明弘	嬉野市役所 行政経営部長
〃	ながた ゆみ 永田 由美	教育長 職務代理者
〃	じょうの なきたけ 城野 幹文	城野税理士事務所 税理士
〃	なかやま かつひこ 中山 克彦	今寺区行政区長・元佐賀県農協職員

3. 募集及び選定の経過

（募集経過）

令和2年6月15日 指定管理者募集の告示及び募集開始
・市の掲示板に告示
・広報手段を市のホームページで一般公募

令和2年6月15日 募集要項の配布開始
～7月14日 配布場所 ①嬉野市役所 農業政策課 うれしの茶振興室
②市のホームページからのダウンロード
受付場所 嬉野市役所 農業政策課 うれしの茶振興室

令和2年6月17日 応募意思届出書の受付及び応募に関する質問票受付
～7月3日 ・質問票による問い合わせ 0件

・ 1社からの応募意思届出書の提出有
令和2年6月17日 質問票に対する回答期限
～7月8日 ・ 質問なし

令和2年6月19日 申請書受付期間
～7月14日 ・ 1社からのみ申請書提出

令和2年7月14日 指定管理者募集締切

(選定結果)

令和2年7月30日 第1回指定管理者選定委員会
1) 指定管理者選定委員委嘱状交付
2) 委員長選出
3) 会議の公開・非公開
4) 指定管理者選定のスケジュール説明
5) 対象施設の概要説明
6) 審査方法・選定基準・審査表説明
7) 疑問点及び意見集約
8) 対象施設の見学
申請団体に対しての疑問点及び意見集約
・ 委員からの疑問点の取りまとめ

令和2年8月26日 第2回指定管理者選定委員会
1) 前委員会での指摘事項の確認
2) 申請団体プレゼンテーション
3) 申請団体ヒアリング
4) 採点
5) 指定管理候補者決定

令和2年9月4日 市長への協議結果報告書提出

4. 審査方法、審査基準及び採点表

第1回選定委員会の際、募集要項で示した選定基準を基に事務局で作成した採点表(案)の内容及び基準点について検討した。

【審査方法】

・事前確認

第1回選定委員会前に申請書類を事務局から各委員会へ送付し事前確認を行う

・照会

事前確認して生じた疑問点等を第1回選定委員会時に集約し申請者へ照会する

・プレゼンテーション

第2回選定委員会時に申請者より応募に関する提案をしてもらう

・面接

プレゼンテーション終了後に申請者に対しヒアリングを行う

・採点

プレゼンテーション及び面接による審査結果を勘案し審査表に採点を行う

・候補者決定

採点結果の合計点数を選定委員数で割り、平均70点以上となった場合に申請者を候補者とする

【審査基準】

<条例で提示した審査基準>

- ・公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること(第5条)
- ・事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第5条)
- ・事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること(第5条)

※条例=嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例

<募集要項で提示した審査基準>

・提案内容について

- (1) 提案内容が「うれしの茶」の普及推進を図るために適したものか
- (2) 提案内容が、具体性、現実性があるものか

- ・ (3) 提案内容が、施設の設置目的を達成するものか
- ・ 収支計画書の収入・支出の見積額及びその内容の評価

【採点表】

***基準点について（事務局提案）**

- ① 基準点を平均点より高い70点と定め、委員の平均点はその点数を超えた場合に指定管理候補者とする
- ② 審査項目は、審査基準と整合しているため提案のとおりとする
- ③ プレゼンは審査基準に沿った順番でお願いする
- ④ 点数の配置を6段階から5段階に変更する

上記の検討結果をもとに作成した採点表を「表 嬉野市茶業研修施設選定基準 採点表」を（別紙—1）に示す。

5. 審査経緯

今回応募者が1社であったため、この1社が指定管理候補者として適当か否かについて、申請団体プレゼンテーション・ヒアリング等により審査を行った。ヒアリングの質問及び回答は下記の通り。

1) 嬉野市茶業研修施設・・・佐賀県農業協同組合

申請団体プレゼンテーション要旨

事業所の説明。指定管理業務に対する業務内容。安全面の注意。今後指定管理業を受けた場合の事業の取組。今後お茶になじみのない人にも興味をもってもらいたい。質問事項についての回答。

申請団体ヒアリング

委員：製造期間中も体験・視察等の受入をしているのか。

農協：製造期間中は機械等が稼働しているため安全面に配慮し受入していない。また、休日等に要望があった場合はできる限り対応している。

委員：市外からの体験・視察等の受入は行っていないのか。

農協：小中学生の受入は行っていないが、高校・大学生の体験・視察等の受入実績はあります。

委員：うれしの茶の販路拡大について、大臣賞受賞を活かしてのPRが行われているのか。

農協：大臣賞受賞を含め各関係機関と情報を共有し、うれしの茶の販路拡大を進めている。

委員：輸出茶の製造について。

農協：茶商等の要望もあり、販路拡大を含め輸出できるお茶の製造に努めている。

委員：人件費の明細と令和元年度の収支精算書を頂きましたが、令和元年度の人件費が減額している理由は。

農協：当初は6人体制であったが、現在正社員が1名減となっている状況である。

6. まとめ

今回の選定基準についての検討結果や委員の意見、要望、ヒアリング結果等を踏まえて選定委員5名が個別採点を行った結果

嬉野市茶業研修施設の委員全体の平均点が73.8点となり、基準点である70点を超えた。よって佐賀県農業協同組合を指定管理者候補者として決定した。

採点結果

申請団体	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均
佐賀県農業協同組合	72	74	79	71	73	369	73.8

総評

今回の審査にあたり茶業研修施設については書類審査、お茶の製造機械、製造量、茶価等の専門的な説明があり審査が困難だったと思われる。しかし、5年連続農林水産大臣賞受賞などの実績や事業計画に沿った管理運営、地域との連携により嬉野市の発展に繁栄されることが見込まれる。また、今後外国人観光客の増加に伴って、外国語版パンフレットの作製などサービス関連にも力を入れていることから指定管理者候補者に適当と評価された。

(別紙-1)

埴野市茶業研修施設選定基準 採点表

申請者:佐賀農業協同組合

選定基準	審査資料	具体的な評価項目	配点	採点
I 茶業研修施設の設置目的の確実な実施が見込まれること	・事業計画書(様式第2号) ・ヒアリング	① 管理運営の基本方針が、施設の設置目的に一致しているか。	10	
		② 管理運営を希望する目的・理由が妥当なものであるか。	5	
		③ 管理運営の計画が、地元や市内外の各種団体、教育機関等との連携等を意識したものになっているか。	5	
		④ 管理運営の計画に独自性や斬新さはあるのか。	5	
		⑤ 職員の雇用や業務委託の発注、物品の調達等について、市内からの雇用や市内業者への発注等に配慮されているか。	5	
II 茶業研修施設の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	・事業計画書(様式第2号) ・収支予算書(様式第3号) ・ヒアリング	① 閉館日、時間等について、利用者の便に配慮したものであるか。	5	
		② 来客者へのサービス向上を考慮されているか。		
		③ 運営全般について、市民協働を意識した計画となっているか。	5	
		④ 広報・誘客について、実現可能性が高い計画となっているか。	5	
		⑤ 運営全般について、これまでにない新たな視点や取組がなされる計画となっているか。	5	
		⑥ 管理経費の縮減が図られているか。	5	
		⑦ 収支計画について、実現可能性は十分か。	10	
III 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること	・事業計画書(様式第2号) ・ヒアリング	① 運営に必要な組織体制及び人数が配置されているか。	5	
		② 運営に必要又は望ましい専門の職員等が適切に配置されているか。(配置されていない場合は失格とする)	5	
		③ 館長など管理責任者について、適切な人材が確保されているか。	5	
		④ 職員の指導育成、研修体制は十分か。		
		⑤ 利用者からの苦情等に対して、適切な対応がなされるか。	5	
		⑥ 申請者の財務状況は良好か。	5	
IV セキュリティ	・事業計画書(様式第2号) ・ヒアリング	① 事故防止などの安全管理対策、体制は十分か。	5	
		② 事故及び災害時の危機管理対策・対応体制は十分か。		
		③ 個人情報の保護、情報公開、埴野市茶業研修施設条例など法令遵守について、十分配慮がなされているか。	5	
合 計 点			100	

採点者氏名

【採点基準】

評価区分	配点	
	5点	10点
特に優れている(高度な能力を有している)	5点	10点
優れている(十分な能力を有している)	4点	8点
普通(一応の能力を有している)	3点	6点
多少不十分(多少能力が乏しい)	2点	4点
不十分(能力が乏しい)	1点	2点

嬉野市志田焼の里博物館
指定管理候補者選定協議報告書

令和2年8月26日

嬉野市指定管理者選定委員会

1. 募集及び選定の経過

(募集経過)

令和 2年 6月15日	指定管理者募集の告示及び募集開始 ・市の掲示板に告示 ・市ホームページにて一般公募
令和 2年 6月15日 ～ 7月14日	募集要項の配布開始 配布場所 ①嬉野市役所 観光商工課 ②市ホームページからのダウンロード
令和 2年 6月17日 ～ 7月 3日	募集に関する質問票受付 ・質問票による質問なし
令和 2年 6月17日 ～ 7月 8日	質問に対する回答期間 ・質問票による質問がなかったため、回答なし
令和 2年 6月19日 ～ 7月14日	申請書受付期間
令和 2年 7月	現地説明会を予定していたが、申込書提出がなかったため未実施
令和 2年 7月14日	申請書及び添付書類提出締め切り ・1社(志田焼の里振興会)から申請書提出

(選定経過)

令和 2年 7月30日	第1回指定管理者選定委員会 1) 指定管理者選定委員委嘱状交付 2) 委員長選出 3) 会議の公開・非公開 4) 指定管理者選定のスケジュール説明 5) 対象施設の概要説明 6) 審査方法・選定基準・審査表説明 7) 疑問点及び意見集約 8) 対象施設の見学
-------------	---

申請団体に対しての疑問点及び意見集約
・委員からの疑問点のとりまとめ。

令和 2年 8月 26日

第2回指定管理者選定委員会

- 1) 前委員会での指摘事項の確認
- 2) 各申請団体プレゼンテーション
- 3) 各申請団体ヒアリング
- 4) 採点
- 5) 指定管理候補者決定

令和 2年 10月 8日

市長への協議結果報告書提出

2. 選定方法

第1回選定委員会の際、募集要項で示した選定基準を元に、事務局で作成した採点表(案)の内容及び基準点について検討した。

*基準点(事務局提案)

基準点を100点満点で平均70点(7割)と定め、委員の平均点はその点数を超えた場合に指定管理候補者とする ⇒ 協議の結果70点(7割)とする。

*採点表について

・採点表(案)を100点満点とする。

上記の検討結果を元に作成した採点表を「表1 嬉野市志田焼の里博物館選定基準 採点表」に示す。

表 1

埴野市志田焼の里博物館選定基準 採点表

申請者名: 志田焼の里振興会

選定基準	具体的な評価項目	配点(案)	採点	
I 博物館の設置目的の確実な実施が見込まれること	・管理運営の基本方針が、施設の設置目的に一致しているか。	10		
	・管理運営を希望する目的・理由が妥当なものであるか。	5		
	・管理運営の計画が地元や市内外の各種団体、教育機関等との連携等を意識したものであるか。	5		
	・管理運営の計画に独自性や斬新さはあるのか。	5		
II 志田焼の里博物館の平等利用が確保されること	・利用許可は、住民をはじめとする利用者の公平な利用が担保されるものであるか。	適格条項		
	・事業等の内容に偏りがなく、住民をはじめとする利用者の公平な利用が担保されるものであるか。	適格条項		
	III 志田焼の里博物館の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。	・広報・誘客対策について、実現の可能性が高い計画となっているか。	5	
		・施設のPRを目的としたイベント等を実施する計画等考慮されているか。	5	
	・運営全般について、新たな視点や市民協働を意識した取り組みがなされているか。	5		
	・入館者や体験者等へのサービスの向上、考慮されているか。	5		
	・管理経費の縮減が図られているか。	5		
	・収支計画について、実現可能性は十分か。	5		
IV 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること	・運営に必要な組織及び人数が配置されているか。	適格条項		
	・運営に必要又は望ましい専門の職員等が適切に配置されているか。	適格条項		
	・館長など管理責任者について、適切な人材が確保できるか。	5		
	・職員の指導育成、研修体制は十分か。	5		
	・利用者からの苦情等に対して、適切な対応がなされるか。	5		
V セキュリティー	・事故防止などの安全管理対策、体制は十分か。	5		
	・事故及び災害時の緊急対応体制は十分か。	5		
	・個人情報の保護、情報公開について、十分配慮がなされているか。	適格条項		
VI ヒアリング	・評価の観点 ()	10		
合 計		100		

【採点基準】

評価区分	配点5点	配点10点	配点20点
特に優れている(高度な能力を有している)	5点	10点	20点
優れている(十分な能力を有している)	4点	8点	16点
普通(一応の能力を有している)	3点	6点	14点
多少不十分(多少能力が乏しい)	2点	4点	8点
不十分(能力が乏しい)	1点	2点	4点

※適格条項には○か×を記入してください。

指定管理者選定委員 氏名()

3. 審査経緯

第1回選定委員会において、質問があった。

また、第2回選定委員会において、志田焼の里振興会によるヒアリングを行った。

質問及び回答は下記のとおり。

・申請書の財産目録で純資産の繰越金中、一般会計分と特別会計分とあるが、その違いは？

⇒一般会計は入館料（非課税分）、特別会計は入館料以外の収入に係るものである。

・職員人件費の内訳

⇒職員によって、91,500円から186,800円と異なる。

・一般会計と特別会計の給与について

⇒入館料は法人税の課税対象にならないが、入館料の徴収手数料がかかる。

つまり人件費がかかるが明確に算出することは難しい。

このため、総人件費を按分することにより仕訳をしている。

・集客方法をどのようにしているか？

⇒LINE やフェイスブックなどのSNSを活用している。

その他、ホームページや予約サイトのアソビュー、じゃらん、アクティビティなども活用している。

・新型コロナウイルス感染症によって入場者が減った。

今後の財務状況はどう考えるか。

⇒4、5月は減った。まずは知ってもらい、わかってもらう。

夏祭りでは小・中学生に無料体験を行う。（焼き上げは有料）

SNSの力を認識した。6、7月は回復しており、年度末には挽回できる見込み。

予約は夜に入るパターンが多い。

・学校関係、小・中・高校生ぐらいまでに見せておく必要がある。

⇒学校関係にも案内している。

・BGMは。

⇒現在は、単純な音楽を流している。

・音楽祭など考えられたら良い。借入金がないのは素晴らしい。

予約状況は？

⇒10月、11月で県内36校 2,430人。

・セキュリティ、事故や熱中症対策はどのようにしているか。

⇒敷地内に勾配があり、子供が走る転ぶ。

高齢者向けには休憩室を設けており、緊急連絡先を記している。

警備に関してはこれまで盗難等はない。

4. まとめ

今回の選定基準についての検討結果や委員の意見、要望、ヒアリング結果等を踏まえて、選定委員5名が個別採点を行った結果、委員全員の平均点が75.8点となり、基準点である70点（7割）を超えた。

採点結果

応募団体名	点数	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	平均
志田焼の里振興会	100点満点	78	75	78	73	75	379	75.8

今回提出された事業計画は運営実績を元に計画したものであったが、管理運営に最も必要と考える博物館の設置目的を踏まえた確実な運営の実施計画であり、その点が高く評価された。また、博物館周辺の地元住民から構成される団体であるため、博物館の価値や重要性を最も理解しており、市の貴重な産業遺産としてより一層価値がある施設にしていきたいという団体の強い理念が評価された。

この採点結果を委員全員の前で公表し、最終的に委員全員に指定管理者として適当であるかどうかを諮った結果、

「志田焼の里振興会」を嬉野市志田焼の里博物館の指定管理候補者として市長に報告する。

との結論に至った。

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場

指定管理候補者選定協議報告書

令和2年10月8日

嬉野市指定管理者選定委員会

1. 報告

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場の指定管理者の選定にあたり、嬉野市指定管理者選定委員会は応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行った。

この度、審査が終了し指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会委員（順不同）

委員長	池田 英信	嬉野市役所 副市長
委員	辻 明弘	嬉野市役所 行政経営部長
〃	永田 由美	教育長職務代理
〃	城野 幹丈	城野税理士事務所 税理士
〃	中山 克彦	今寺区行政区長・元佐賀県農協職員

3. 募集及び委員会の経過

【募集経過】

令和2年 6月15日 指定管理者募集の告示及び募集開始
・市役所掲示板にて告示
・市ホームページにて一般公募

令和2年 6月15日 募集要項の配布開始
～7月14日
・配布場所 1.嬉野市役所 観光商工課
2.市ホームページからのダウンロード
・応募受付場所 1.嬉野市役所 観光商工課

令和2年 6月17日 応募意思届出書の受付及び応募に関する質問票受付
～7月3日
・1者から応募意思届出書提出
・質問票提出者なし

令和2年 6月17日 質問票に対する回答期限

～7月8日 ・質問なし

令和2年 6月19日 申請書受付期間
～7月14日 ・1者から申請書提出

令和2年 7月14日 指定管理者募集締切

【委員会経過】

令和2年 7月30日 第1回指定管理者選定委員会

- (1) 指定管理者選定員委嘱状交付
- (2) 委員長選出
- (3) 会議の公開・非公開
- (4) 指定管理者選定のスケジュール説明
- (5) 対象施設の概要説明
- (6) 審査方法・選定基準・審査表説明
- (7) 疑問点及び意見集約
- (8) 対象施設の見学

申請団体に対しての疑問点及び意見集約
・委員からの疑問点のとりまとめ。

令和2年 8月26日 第2回指定管理者選定委員会

- (1) 前委員会での指摘事項の確認
- (2) 各申請団体プレゼンテーション
- (3) 各申請団体ヒアリング
- (4) 採点
- (5) 指定管理候補者決定

令和2年10月 8日 市長への協議結果報告書提出

4. 審査方法、審査基準及び採点表

- 第1回選定委員会において、募集要項で示した選定基準を基に事務局で作成した基準点及び採点表（案）の内容について検討した。

【審査方法】

- ・事前確認

第1回選定委員会前に申請書類を事務局から各委員へ送付し事前確認を行う

- ・照会

事前確認して生じた疑問点等を第1回選定委員会時に集約し申請者へ照会する

- ・プレゼンテーション

第2回選定委員会時に申請者より応募に関する提案をしてもらう

- ・面接

プレゼンテーション終了後に申請者に対しヒアリングを行う

- ・採点

プレゼンテーション及び面接による審査結果を勘案し審査表により採点を行う

- ・候補者決定

採点結果の合計点数を選定委員数で割り、平均70点以上となった場合に申請者を候補者とする

【審査基準】

<条例で提示した審査基準>

- ・公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること
(第5条)
- ・その管理に係る経費の縮減が図られているものであること (第5条)
- ・事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること (第5条)

※条例＝嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例

<募集要項で提示した審査基準>

- ・提案内容について
 - (1) 提案内容は「公衆浴場」の利用促進を図るために適したもののか
 - (2) 提案内容は、具体性、現実性があるものか
 - (3) 提案内容は、施設の設置目的を達成するものか
 - (4) 提案内容は、管理に係る経費の縮減が図られるものか
 - (5) 提案内容は、収益性のある運営が図られるものか
- ・収支計画書の収入・支出の見積額及びその内容について

【採点表】

<事務局提案>

- ・採点結果の合計点数を選定委員数で割り、平均 70 点以上となった場合に申請団体を候補者とする
- ・採点表案別紙のとおり

<協議>

- ・候補者決定のボーダーラインを、平均 65 点以上ではなく、上方修正するよう要望する
- ・審査項目については審査基準と整合しているため、提案のとおりとする
- ・プレゼンは基準に沿った順番でお願いしたい。
- ・点数の配置を 6 段階から 5 段階に変更すること

- 第 1 回選定委員会において指摘を受けた事項について事務局で協議し、第 2 回選定委員会において提案した。

【採点表】

<事務局提案>

- ・候補者決定のボーダーラインを、採点結果の合計点数を選定委員数で割った点数が平均 65 点以上になった場合ではなく、平均 70 点以上になった場合とする

<協議>

- ・事務局提案のとおりとする。

5. 審査経緯

今回の申請団体は「一般社団法人 嬉野温泉観光協会」の1者のみであったため、この1者が指定管理候補者として適当か否かについて、申請団体によるプレゼンテーションとヒアリング及び書類確認により審査を行った。

プレゼンテーション内容、ヒアリング内容及び回答は次のとおり。

【申請団体プレゼンテーション要旨】

<一般社団法人 嬉野温泉観光協会>

- ・リスクへの対応
- ・経営能力と事業実績
- ・利用客のニーズ把握と活用
- ・施設目的の効果的達成
- ・サービス向上、利用促進
- ・経費の削減
- ・障がい者等の雇用
- ・地域交流、地域振興
- ・環境問題

【申請団体ヒアリング】

委員：仮に5年間指定管理を受けた時に、リスクの人事の欄で職員の高齢化とあるが、どのような考えか。

観協：現職員の平均年齢は58歳で66歳を定年としている。しかしまだ働ける方もいるので、上限を70歳まで上げるような対応を考えている。また、若返りのためにハローワークにも出している。ただ現在募集は少ない状況。

委員：人事の面で、将来外国人の採用等考えているか。

観協：現時点では考えていない。

委員：AEDを利用するような状況になった事があるか。

観協：今のところそのような状況はない。

委員：コロナの感染症で、特別な措置をしているか。

観協：手すりやトイレのドアノブ等を1～2時間に1回殺菌している。更衣室などもまめに対応するようにしている。非接触型体温計も2機用意している。

委員：コロナの感染症対応の件で、脱衣所が混雑したりしないか。

観協：お客さんも慣れてきているのか、空いている時間を各自見計らって利用されているようだ。これまで災害のような要因で休館となったのは、一昨年と今年の豪雨の二回と今年のコロナの一回。決算見込みは赤字になる。

委員：利用者数の伸びは非常にいいが、限界はどのくらいと考えているか。

観協：年間15万人くらいが上限ではないかと考えている。これまで収益が上がった分は広報費用に充ててきた。

6. まとめ

今回の選定基準についての検討結果や委員の意見、要望、ヒアリング結果等を踏まえて選定委員5名が個別採点を行った結果、委員全体の平均点が81.0点となり、基準点である70点を超えた。

最後に、この採点結果を委員全員の前で公表し指定管理者として適当であるか諮った結果、申請団体を当該施設の指定管理者候補者として決定した。

【採点結果】

申請団体	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均
一般社団法人 嬉野温泉 観光協会	86	75	85	81	78	405	81.0

【総評】

これまでの指定管理運営の結果、利用者数の伸びなど継続的な伸びが示されており、収益の確保に対する努力も認められたことにより良好な評価を得た。今後の職員の高齢化などの問題はあるものの、退職年齢の延長や若手職員の獲得の努力も認められた。これらのことを鑑みて申請団体を指定管理者と認定し、当市行政と連携をとっていくことは、当市観光行政の発展に大きく寄与されることが見込まれるものと思われる。

以上